

## 国際ユースホステル連盟規約

IYHFは、英国・イングランドおよびウェールズの法律に基づき、慈善事業団体として登録している。

### 第1条 名称

本団体は国際ユースホステル連盟（以下‘連盟’と略す）と称する。

### 第2条 目的

連盟は、加盟協会およびその他を通じて以下を行うことを目的とする。

世界中のすべての若者、とりわけ経済的手段の限られた若者たちが、自然を深く知り、愛し、これを守り、また世界各地の町や都市の文化的価値を理解するよう、若者の育成促進を図る。さらに、人種、国籍、肌の色、宗教、性別、階級、および政治信条の違いに拠る差別をしないホステル等の宿泊施設を提供することで、国の内外における人間同士の相互理解を促進する。

### 第3条 目的達成の方法

連盟は、上の目的を達成するべく、次のことを行う。

- 1) 各国のユースホステル協会による相互協力を奨励し、よって若者の国際旅行を促進する。
- 2) ユースホステル協会をもたない国に対し、設立のための助言および支援を行う。
- 3) ユースホステルの適正な運営について、助言および支援を行う。
- 4) 複数のユースホステル協会の間に争いが生じた場合、調停を行う。
- 5) 適正な印刷物、シンボルマークなどの広報媒体物および資料を作成・配布する。
- 6) 必要に応じて不動産の取得、保有、委託、処分を行い、これらの行為及びこれらに類する活動に必要な法人を設立する。
- 7) このほか、連盟の目的遂行に帰するあらゆる措置をとる。

### 第4条 加盟資格

#### a) 加盟資格

ユースホステルの業務を行う団体は、下記の要件を満たす場合、連盟への加盟資格を有する。

- 1) ユースホステルの運営を主要目的とする、もしくはそのための独立した部門を有する非政治的・非営利団体であること。
- 2) 本規約第2条の目的に賛同すること。
- 3) 本規約第11条の「ユースホステル運営のための国際規則」に同意し、これを遵守すること。
- 4) このほか、本規約の全条項および国際総会の決議事項に従うこと。
- 5) 前年度に、少なくとも個人会員数500、ホステル数5、ベッド数200、延べ宿泊数10,000泊の実績があること。ただしこの規定は、特殊なケ

ースについて、国際総会で緩和措置が講じられることもある。

#### b) 加盟資格制限

連盟に加盟できるのは、1国につき1ユースホステル協会（もしくは、1ユースホステル協会連合）とする。ただしこの制約事項は、1949年8月1日の時点で連盟に加盟していた協会には適用されない。また、戦争や武装対立により、複数の政治単位に分裂した国に対しても適用されない。このような場合、国家として成立している、いないにかかわらず、政治単位ごとに連盟への加盟が認められる。

#### c) 加盟の承認

- 1) 加盟申請ができるのは、その協会が、国際総会で当該の申請案件を扱う日の直前までの少なくとも2年間、「準加盟」であった場合のみとする。
- 2) 通常、加盟申請は、理事会が十分な時間的余裕をもって申請案件を検討できるよう、連盟事務総長兼最高責任者（以下、事務総長と呼ぶ）に対し、国際総会が開催される年の1月1日までにこれを行うこととする。
- 3) 理事会が申請案件を国際総会に提議し、これに対して過半数の賛成が得られれば、当該のユースホステル協会は連盟への加盟が認められる。
- 4) 加盟が認められた協会に対しては、当該の申請案件を承認した国際総会が閉会した時点で、加盟協会としての権利が付与され、またその義務が生じる。

#### d) 加盟資格の停止

下記の場合、連盟への加盟資格が停止される。

- 1) 国際事務局に対し、書面で脱退の意向を伝えてから3ヵ月後。
- 2) 理事会の勧告を受けた国際総会において、当該協会による規約違反や総会決議事項の不履行が認められた場合、もしくは当該協会が休眠状態に陥ったと判断された場合。

#### e) 加盟資格の一時停止

国際総会または理事会は、下記の場合、加盟協会に対するサービス供与および加盟資格を一時停止することができる。

- 1) 加盟協会の国内のユースホステル運動に何らかの重大な変化が生じ、それが連盟の利益を損なうと思われる場合。
- 2) 加盟協会が（諸規定に定められた）連盟に対する義務事項を履行しない場合。
- 3) 加盟協会が、加盟に必要な最低条件を満たさなくなった場合。但し、加盟承認の際に、国際総会が条件の一部を免除した場合はこの限りではない。

加盟協会に対し、理事会が、IYHFの行うサービスまたは加盟資格の一時停止を決定した場合、この決定について次期総会の承認を得なければならない。

加盟資格の一時停止措置を受けた協会は、次期総会に対して請願を起こすことができる。一時停止措置は、当該の総会において、その請願が聞き届けられるまで有効である。当該の総会で請願が受理されなかった場合、あるいは請願が起こされなかった場合は、一時停止措置を受けた協会の加盟資格は停止されたものと見なされる。

協会が加盟資格の一時停止措置を受けた場合、理事会は、当該国のホステラーが国外のユースホテルを利用できるよう、必要と思われる措置をとる。

#### f) 加盟資格の譲渡

加盟協会より、同国内の他協会に加盟資格を譲渡したい旨、申し入れがあった場合、あるいは加盟協会が弱体化して十分な運営が行えなくなり、やむなく権利譲渡せざるを得なくなった場合は、理事会が調査を行い、次期総会に報告する。

加盟資格の譲渡が、別の協会への権利移転に過ぎず、ホテルのネットワークや組織に大きな変化は生じないと国際総会が判断した場合は、総会是新協会に対して直ちに正式加盟協会の権利を付与し、義務を課すことができる。これ以外の場合、加盟資格の譲渡は、当該の総会において新規の加盟申請案件として扱われる。

### 第5条 代表及び組織

#### a) 国際総会（以下「総会」と略称する）

##### 1) 地位

総会は連盟の運営方針を決定する。

##### 2) 総会の召集

通常、総会は1年おきに召集し、いかなる場合でも、少なくとも3年に1度は開催するものとする。開催地および開催日は、これに先行する総会で決定するが、緊急の場合は理事会がこれを変更することができる。

総会召集の通知は、理事会の許可を得たうえで、開催日の6カ月前までに、事務総長より全加盟協会宛に送付される。

##### 3) 議事日程

事務総長は、理事会が取りまとめた暫定的な議事日程を、総会の召集状とともに加盟協会に送付する。最終議事日程に載せる案件は、総会開催日の4カ月前までに事務総長に提出するものとし、最終議事日程は、理事会の承認を得たうえで、総会開催日の2カ月前までに、全加盟協会宛に送付される。

#### 4) 臨時総会

理事会は臨時総会を招集することができる。また、過半数の加盟協会から書面による開催請求が寄せられた場合、開催できる。その際、ii) および iii) の期限条項は適用されない。

#### 5) 表決権

加盟協会はそれぞれ2名の代表を総会に送る権利を有し、各代表は表決権を1票ずつ有する。但し、第24回総会（1964年）以降に加盟した協会については、延べ宿泊数が最低条件の2万5千泊に達するまで、派遣できる代表者の数は1名のみとし、同代表が有する表決権は1票とする。総会開催の前年度の延べ宿泊数が50万泊を超えた加盟協会に対してはさらに1票、100万泊を超えた協会にはさらに2票、表決権が付与される。600万泊を超えた協会には4票の表決権が追加付与される。但し、1協会が派遣できる代表者はいずれも2名までとし、全表決権を1名の代表者に付与することができるものとする。

#### 6) 定足数

総会における各合議の定足数は、総会に参加登録した全代表者の2分の1とする。

#### 7) オブザーバーおよびビジター

理事会は、オブザーバーならびにビジターを総会に招く権限を有する。このようなオブザーバーまたはビジターは、会長あるいは当該の会議の議長判断において協議に参加することができる。但し、表決権は持たない。

#### 8) 代表者

各加盟協会が指名した代表者については、総会議事日程の適当な時点において、人物認定が行われねばならない。この時点以降、総会の了承なしに代表者を交代させるとはできない。

#### b) 理事会

総会は、理事会の構成員である会長1名、副会長2名、収入役1名のほか理事7名を選出し、この理事会が次期総会までの間、連盟の業務を継続して行うものとする。

理事の選出にあたり、各候補は、過半数を超える支持票を獲得しなければならない。過半数の支持を得た候補者がいない場合、その回の投票で得票数が最も少なかった候補者（同数の場合は該当する複数の候補者）を除外して次の投票を行う。

理事に選出されなかった候補は次点者名簿に記載され、次期総会までの間に理事会に欠員が生じた場合、得票数に従って、その欠員を埋めるよう要請される。その場合、この期間は合計任期に加算されない。

理事会は、次期総会の承認を得ることを条件に、望ましいと思われる規則を設けることができる。

理事には、職務上、総会に出席する義務があるが、表決権は持たない。

但し、ある提案もしくは修正案に対する決議が可否同数で割れた場合は、下記の第8条の規定に基づき、会長に決定票を投じる権利が付与される。

会長、副会長、収入役が死亡、辞任、もしくは職務を遂行できなくなった場合、理事会は、次期総会までの欠員を埋めるべく、理事の中から1名を後継者に指名するものとする。

#### c) 会長

いかなる人物も、連続・非連続のいかににかかわらず、6年を超えて会長の職には就かないものとする。但し、次期総会までの間に離職した会長の後任に指名された者についてはこの限りではない。このような方法による就任から次期総会までの期間は、上限任期の6年には加算されない。

#### d) 理事

選挙の時点で、すでに連続して8年間、理事の職に就いている人物は、会長に立候補する者を除き、理事としての被選挙権を持たないものとする。

#### e) 事務総長

理事会は、連盟の通常業務の最高執行責任者である事務総長を任命し、事務総長の雇用条件および報酬、その他のスタッフの諸条件を決定する。

#### f) IYHF信託

IYHFが所有する建物およびその他の不動産は、連盟に代わって‘信託’が保有する。

‘信託’の目的および活動を規定する規則は、理事会がこれを定める。

‘信託’の構成要員は、連盟の現職役員、会長経験者、および理事会が随時任命する者とする。

‘信託’の幹事は、IYHFの事務総長が兼任する。(詳細は第4章を参照のこと)

### 第6条 財政

#### a) 収入

連盟の収入は、加盟費、寄付、出版物販売のほか、総会が決定するその他の収入源とする。

理事会は、連盟の出版物や物品の加盟協会向け販売価格について、総会に提案し、その承認を得るものとする。しかしながら理事会は、次期総会までの間、全般的な経済状況と照らして、これらの価格を必要に応じて改定できるものとする。

#### b) 加盟費

国際連盟への加盟が認められた協会は、総会が随時規定する年間加盟費を納めるものとする。

#### c) 会計年度

連盟の会計年度は毎年12月31日を期末とする。

#### d) 支払い義務額の清算

加盟協会は、本連盟に対する支払い義務額を、会計年度が終了した翌年の1月1日以降、遅くとも4月

1日までに、速やかに清算するものとする。

#### e) 支出

理事会は、総会で決定した一般方針に則り、連盟資金の支出を監督する。

#### f) 収入役

収入役は、理事会に対して連盟の帳簿を適正に記入する責任を負い、また、理事会の指示に従って連盟の資金を管理する。

#### g) 預金口座

理事会は、適当と思われる預金口座をひとつまたは複数保有し、その口座から振り出す小切手の署名は、理事会が権限を付与する人物がこれを行うものとする。

#### h) 監査

連盟の会計監査は、理事会が指名し、総会の承認を得た民間のプロの監査役が毎年これを行う。

#### i) 返済責任

連盟の利益のために交わした契約によって負債や債務が生じた場合、連盟資金のみをもってその返済に充てることとし、これらについて、連盟の役員や職員が個人的に返済責任を問われることはないものとする。

### 第7条 言語

連盟の公式言語は英語とするが、総会の協議にはアラビア語、フランス語、ドイツ語、スペイン語の通訳を配置する。

### 第8条 連盟規約の修正

連盟規約は、総会において3分の2の賛成票を得た場合に限り、修正することができる。修正案は、総会開催の2カ月前までに、理事会が各加盟協会宛に通知するものとする。

連盟の目的が非慈善的となるような規約の修正は行われない。

総会において、3分の2以上の賛成票をもってこれ以外の決定が下されない限り、しかるべく採択された修正規約は、当該の修正案が採択された総会の閉会をもって発効する。

### 第9条 法律上の住所

連盟は、その本部事務局が置かれているイングランドおよびウェールズに設置するものとする。連盟は、慈善事業にかかわる司法権を行使する英国高等法院の管轄下に置かれる。

### 第10条 国際連盟の解散

連盟の解散は、解散決議を目的として召集された総会の特別会合で、出席者の4分の3が賛成票を投じた場合に限り、成立するものとする。

解散した場合、借入金および負債をすべて清算し終えた後の残余資金は、理事会（あるいは、この目的のために総会で選出された特別委員会）の指示に従い、慈善目的のために使用される。

#### 第11条 ユースホステル運営のための国際規則

- a) 国外でホステルを利用する場合、通常、その利用が認められるのは、総会で規定された様式に則った有効なユースホステルの会員証を所持する個人、もしくは承認済みの団体 / 法人パスによって権利が保証されているグループのみとする。
- b) 上の第11条a) 項の規定に従い、また、総会が同規定に対する修正権を有するとの条件のもと、各加盟協会は、他の加盟協会の会員証を全て承認するものとする。
- c) ホステル料金の割引は、加盟協会発行の有効会員証を所持する同一年齢層の全会員を等しく対象としない限り、加盟協会は外国人利用者に対してこれを行わないものとする。
- d) ホステル利用者は、原則として訪問国のホステル規則に従うものとする。
- e) 全て認可を受けたホステルは、総会で決定したホステル運営のための「総括的方针」(第7章を参照) を遵守すること。
- f) ユースホステルおよびその出版物は、ユースホステルの目的遂行を目指して行う宣伝活動以外には使用しないものとする。